

2026 年度総代選挙【さいたま地区Cブロック選挙区】 公告

2026 年 7 月 21 日
医療生協さいたま生活協同組合
選挙区選挙委員会 委員長 渡邊 史也

2025 年度総代の任期満了に伴い、定款及び総代選挙規約にもとづき、選挙区の定数を超えて総代の推薦・立候補があった選挙区において、下記のとおり投票による総代選挙を実施します。

—記—

1. 投票による総代選挙を行う選挙区および総代定数・候補者の氏名

選挙区：さいたま地区Cブロック 総代定数：33 名 候補者数：34 名 候補者の氏名：別紙

2. 投票の日時および場所

日 時：2026 年 8 月 1 日（土）午前 9 時から午後 2 時まで

場 所：医療生協さいたま ふれあい会館 会議室（〒333-0831 川口市木曽呂 1317）

東浦和駅からふれあい生協病院までシャトルバスが利用できます。（8 時 50 分から 20 分間隔で運行）

体調等の理由で公共交通機関のご利用が難しい場合は、お近くの事業所、または総代選挙管理委員会事務局までご相談ください。

3. 投票の方法

（1）無記名連記制とします。

（2）さいたま地区Cブロック選挙区（さいたま市浦和区、さいたま市中央区、さいたま市大宮区大原、さいたま市南区太田窪、さいたま市南区大谷場、さいたま市南区南浦和、さいたま市南区南本町、さいたま市南区別所、さいたま市南区白幡、さいたま市南区神明、さいたま市南区根岸、さいたま市南区文蔵、さいたま市南区辻、さいたま市南区鹿手袋、さいたま市南区内谷、さいたま市南区関、さいたま市南区広ヶ谷戸、さいたま市南区大谷口、さいたま市南区円正寺、さいたま市緑区道祖土、さいたま市緑区井沼方 674～・5435～、さいたま市緑区原山、さいたま市緑区太田窪 1・3 丁目、大字、さいたま市緑区三浦）内に居住する組合員本人（2026 年 5 月 31 日までに組合員名簿に登録された人）が投票できます。代理人は投票できません。

（3）組合員本人確認のため、以下の書類をお持ちください。

必ずお持ちいただくもの

身分証（マイナンバーカード、年金手帳、運転免許証、健康保険証（資格確認書を含む）、住所が記載された有効期限内のパスポート等、いずれかひとつ）

※お手元にありましたら、以下の書類も一緒にお持ちください。

組合員コードが分かる書類（組合員証、増資確認ハガキ、2025 年度の出資金持高通知書）。ただし、これらが無くても投票は可能です。

（4）投票日に投票所で投票用紙を受け取り、信任する候補者 33 名以内に「○」を記載してください。

※ 総代定数の 33 名を超える候補者数を信任（「○」を記載）すると、その票は無効となります。

※ 「○」以外を記入した投票用紙、白票は無効となります。

（5）期日前投票、郵便投票などの特例はありません。

（6）文字の記入が難しい方につきましては、投票所の係員が対応します。

4. 選挙運動

（1）選挙運動は、総代選挙規約により、総代選挙管理委員会（以下、管理委員会）があらかじめ定めた以下の指示に従って行うものとします。

（2）選挙運動は、選挙区選挙委員会が発行する選挙公報により、候補者の信任・不信任を判断する方法とします。

（3）上記（2）以外の選挙運動は、これを禁じます。

＜してはならないこと（例）＞

- ・選挙公報、選挙公告別紙を複写または謄写、および撮影して、不特定多数または個別の者に流布（配布、郵送、メール、SNS 等による拡散等）する行為
- ・候補者を誹謗中傷する行為

（4）選挙公報は、投票する当該地区組合員お一人につき一部をお渡しします。ご希望の方は下記窓口までお越しください。また、選挙公報の郵送を希望される方は、下記窓口までご連絡ください。組合員登録の住所へご本人宛に送付致します。投票日当日、投票所にも閲覧用の選挙公報をご用意します。

＜ 窓 口 ＞ 総代選挙管理委員会事務局（〒333-0831 埼玉県川口市木曽呂 1317 医療生協さいたま ふれあい会館内）

＜お問合せ＞ TEL 048-294-6111(代)

＜配付期間＞ 2026 年 7 月 21 日（火）～7 月 31 日（金）（日曜、祝日を除く）

月曜日～金曜日 午前 10 時から午後 4 時まで

土曜日 午前 10 時から正午まで

※郵送による配布は普通郵便にてお送りします。

（5）選挙運動にあたり管理委員会の指示事項との関係について疑義があるときは、総代選挙規約により管理委員会の裁定に従わなければなりません。

（6）管理委員会の指示に従わず選挙運動を行った場合、候補者の届出を無効とします。

（7）管理委員会の指示に従わず選挙運動を行い当選したと認められる候補者は、管理委員会の決定により当選を取り消すものとします。

5. 当選人の決定、通知および公告

（1）有効投票数のうち信任投票数の多い順に当選とします。

（2）得票が同数の者については選挙委員会が立会人のもとで抽選し順位を定め、その順により当選人とします。

（3）当選人が決定したときは、8 月 4 日（火）に当選人に当選の旨の通知を発送し、かつ当選人の氏名を公告します。

（4）選挙に関する異議の申し立ては、8 月 10 日（月）までに申立人自らの書面により総代選挙管理委員会事務局までお申し出ください。

6. 総代の任期

2026 年 9 月 1 日（火）～2027 年 8 月 31 日（火）